

専 決 処 分

補正予算書及び補正予算説明書

令和3年12月

倉 吉 市

目 次

一般会計補正予算（第10号）----- 1

議案第79号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本市議会に報告し、承認を求める。

令和3年12月6日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第13号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度倉吉市一般会計補正予算（第10号）について、次のとおり専決処分する。

令和3年11月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

令和3年度倉吉市一般会計補正予算(第10号)

令和3年度倉吉市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,310,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		1,335,979	367,000	1,702,979
	1. 基金繰入金	1,329,955	367,000	1,696,955
歳入合計		31,943,261	367,000	32,310,261

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		9,869,351	367,000	10,236,351
	2. 児 童 福 祉 費	4,155,174	367,000	4,522,174
歳 出 合 計		31,943,261	367,000	32,310,261

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金	1,335,979	367,000	1,702,979
歳入合計	31,943,261	367,000	32,310,261

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	9,869,351	367,000	10,236,351				367,000
歳出合計	31,943,261	367,000	32,310,261				367,000

2. 歳入

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	412,884	367,000	779,884	1. 財政調整基金繰入金	367,000	財政調整基金繰入金 367,000
計	1,329,955	367,000	1,696,955			

